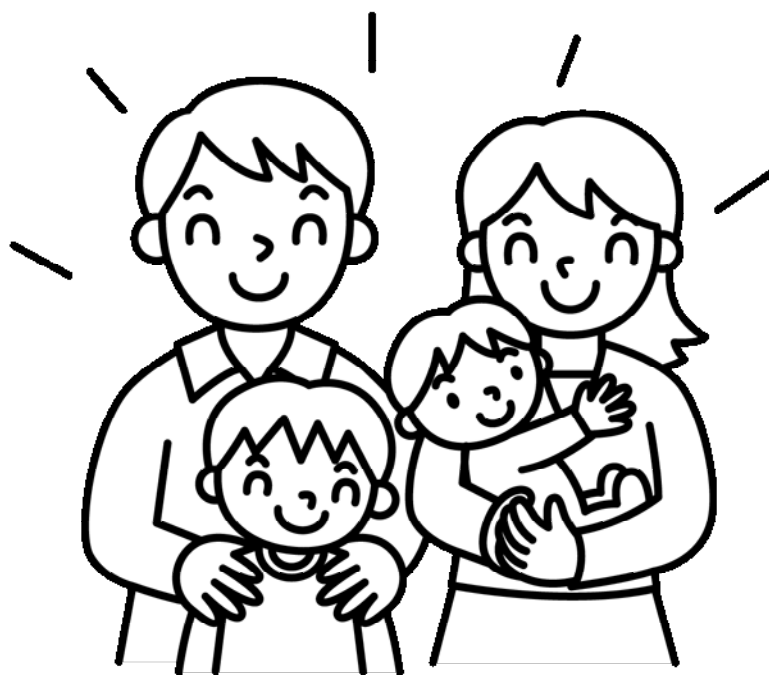


保育従事者・教職員のための

児童虐待対応の手引き

(改訂版)



福 島 県
福 島 県 教 育 委 員 会

平成19年12月に作成したものに制度改正点および資料に限り加除修正を行っております。

平成31年2月 こども未来局

I	はじめに	…	1
II	児童虐待に出会ったときの Q&A		
	Q1 何を「児童虐待」というのかわかりません。	…	2
	Q2 「もしかして虐待？」と考えると、どうしていいかわかりません。	…	3
	Q3 しつけと虐待はどう区別するのですか？		
	Q4 「通告」と言われても、馴染みがないので敷居が高く感じます。	…	4
	Q5 「通告」というと「密告」するようで抵抗を感じます。		
	Q6 「虐待」と判断してよいのか自信がありません。		
	Q7 内部から「通告しなくてよい」と言われて迷っています。	…	5
	Q8 保護者との信頼関係は損なえません。	…	6
	Q9 保護者からのクレームや、怒鳴り込まれるのは困ります。		
	Q10 通告はしたけれど…。	…	7
	（参考資料）相談機関に通告した後の流れ	…	8
III	児童虐待への具体的な対応		
	1 児童虐待の早期発見の義務	…	10
	2 児童虐待を見逃さないために		
	早期発見のためのチェックリスト（保育所・幼稚園用）	…	11
	早期発見のためのチェックリスト（学校用）	…	13
	3 保育所・幼稚園・学校における対応の流れ（フローチャート）	…	15
	4 実際の対応の流れ（フローチャートの補足）	…	16
	（参考資料）児童相談所等で使用している虐待相談・通告受付票	…	19
	（参考資料）児童相談所等が参考としている一時保護決定に向けての対応フロー	…	20
	5 保育所・幼稚園・学校における継続的な在宅支援	…	22
IV	資料		
	1 福島県内の主な児童相談関係機関	…	25
	2 児童虐待防止に関する文部科学省の主な通知（件名）	…	32
	3 引用・参考文献		

I はじめに

児童虐待は、子どもの身体と心を傷つけ、健全な成長に深刻な影響を与える重大な権利侵害であり、時には子どもの命をもおびやかす、あってはならない行為です。

時代を経て、児童虐待は国をあげて取り組むべき、深刻な社会問題として認識されるようになり、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。また、平成17年4月の児童福祉法改正により、市町村においても児童相談を受け付けることとなり、要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、地域のより身近なところで、児童虐待をはじめとした子どもと親、家庭の問題に援助の手を差し伸べるシステムができています。

残念ながら、全国の児童相談所や市町村の窓口によせられる児童虐待相談の件数は増加するばかりであり、児童虐待による死亡事例も後を絶たない状況が続いています。

福島県においても、児童虐待を原因とした悲惨な事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。児童相談所や学校、その他関係機関がかかわっていながら、虐待死を防ぐことができなかったことへの深い反省から、県では、児童相談体制をさらに充実させていくとともに、関係機関を含めた児童虐待への対応の強化を図るための取組みを進めているところです。

その対応強化策の一つとして、この度、「保育従事者・教職員のための 児童虐待対応の手引き」を作成しました。

保育所や幼稚園、学校は、子どもたちが一日の中で大半の時間を過ごす場所であり、保育士や教職員は日常的に子どもたちと接する立場にあることから、児童虐待の早期発見に努力するよう求められ、虐待を発見した場合の通告義務が課せられています。しかし、現場では、虐待を発見、あるいは疑いを持って、児童相談所等に通告するには種々の迷いや不安があり、さらには、虐待を受けている子どもにどうかかわったらよいのか分からない、他機関とどう連携したらよいのか分からないといった実情もあるようです。

そのため、この手引きでは、児童虐待を早期に発見するためのチェックリストや、通告までの対応、さらに通告後に市町村や児童相談所の判断により、在宅で支援していくことになった子どもに対し、引き続き保育所や幼稚園、学校がどのように対応していけばよいのかなどについてまとめました。

この手引きが、多くの保育士や教職員の方々に有効的に活用され、保育所や幼稚園、学校において、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につながることを心から願っています。

平成19年12月

福島県保健福祉部長 赤城 恵一

Ⅱ 児童虐待に出会ったときの Q & A

Q1 どういうことを「児童虐待」というのかわかりません。

A1 法律では18歳未満の子どもに対して、保護者等が以下の行為を行うことを「児童虐待」といい、子どもに様々な影響を与えているといわれています。

◆ 児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律

● 図：児童虐待防止法で定めた虐待の種類とその影響

身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、逆さづりにする、タバコの火を押しつける、頭部を激しく揺さぶる*1、冬に戸外に閉め出すなど身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす行為。

性的虐待

子どもに性的行為を行うこと、性器や性交を子どもに見せること、また、強要して子どもの裸を写真やビデオに撮影すること。

ネグレクト(養育の怠慢・放棄)

十分な食事を与えない、衣服や下着などを長期間ひどく不潔なままにする、おむつを替えない、病気やけがをしても病院に連れて行かない、乳幼児を車内に放置したり、家に残したままたびたび外出する、子どもが求めているのにスキンシップをしない・抱っこしないなど*2。

心理的虐待

脅したりおびえさせたりする、甘えてきても無視するなどの拒否的な態度、きょうだい間の極端な差別など、子どもの心に著しい傷を与える言動を行うこと。また、子どもをDV(ドメスティック・バイオレンス=夫婦(恋人)間暴力)に曝すことも当てはまる。

★ これらのタイプが重複している場合もあります

※1 乳幼児揺さぶられ症候群

泣きやまない乳幼児を激しく揺さぶった際など、繰り返し前後に首が強く揺さぶられることにより、脳内の血管が破れて出血したり、脳自体が損傷を受けたりして、重大な脳障がいが残ったり、死亡したりすることがあります。

※2 虐待の放置

子どもが、きょうだいや同居人等から暴力を振るわれたり、性的関係を強要されているのに、保護者が適切な対応をしない場合もネグレクトにあたります。

＜ 身体への影響 ＞

頭部外傷、頭蓋内出血、骨折、火傷、溺水による障がい、妊娠、性器の外傷、性感染症などがあります。また、愛情が遮断されることによる発育不全などが生じることもあります。

＜ 知的発達への影響 ＞

身体的虐待の後遺症や、情緒的なかわりの欠如によって知的障がいが生じたり、ネグレクトによって子どもに必要な社会的刺激を与えないことから、知的発達が妨げられることがあります。

＜ 人格形成への影響 ＞

大切に育てられている実感がないため、自尊心が育たず、自己否定的で、自暴自棄になり自傷や自殺未遂などの行動に結びつくことがあります。

また、ちょっとした注意や叱責でも、虐待された場面がよみがえってパニックになったり、すぐに興奮して暴れたり、うつ状態や、無感動・無反応になってしまうなどの精神症状が現れたりする子どももいます。

＜ 行動への影響 ＞

不安や孤独、虐待を受けたことへの怒りなどを様々な行動で表します。集中力の欠如、落ち着きのなさ、衝動的な行動などが特徴として指摘されています。

さらに、家に帰りがたらない、家出を繰り返す、万引きを繰り返したり、過度に性的な興味や関心を示すなどの非行の背景に虐待がある場合があります。

Q2 「もしかして虐待？」と考えると、どうしていいかわかりません。

A2 ひとりで抱え込まず、みんなで考えていきましょう。

虐待されているのでは？と疑われる子どもを目の前にしたとき、保育や教育にたずさわる者として、様々な迷いや不安が浮かんでくるのは、きわめて自然なことです。

そんなときこそ、ひとりきりで悩まず、積極的に同僚や管理職に相談したり、市町村児童相談担当部署、児童相談所や各専門機関に相談したりして、みんなで一緒に考えていきましょう。

●「IV資料」の相談機関を参照してください。

児童相談所全国共通ダイヤル 189 お住まいの地域の児童相談所につながります

Q3 しつけと虐待はどう区別するのですか？

顔や腕にときどきあざがあり、虐待されているのでは？と疑われる子どもがいます。親は「この子のためを思って厳しくしつけている」と言います。しつけと虐待はどう区別したらよいのでしょうか？

A3 子どもの心身への影響など、子どもの身になって判断しましょう。

① 子どもの立場で判断を

「しつけ」とは、子どもの気持ちや身体を尊重し、健全な成長発達のためになされるべきものです。親がいくら「愛情に根ざしたしつけ」のつもりでいても、子どもの身体や心を傷つける行為であれば、「虐待」となります。「虐待かどうか」は、すべて子どもの側に立って判断することが大切です。

② 固定観念に縛られない

「実の親がそんなことをするはずがない」「そんなことをする人には思えない」など、一般の常識や自分の固定観念がいつもあてはまるとは限りません。

重要なのは、常識や固定観念にとらわれず、子どもに何が起きているのか、子どもにどのような影響が現れているのかを判断することです。



Q4 「通告」と言われても、馴染みがないので敷居が高く感じます。

A4 「通告」とは、市町村児童相談担当部署や児童相談所に「連絡」することです。

「通告」という言葉に馴染みがないので、難しそうな印象を受けるかもしれません。「通告」とは、市町村の児童相談担当部署や児童相談所に、援助が必要な子どもや家庭があることを「連絡」することをいいます。

方法には、電話や手紙、窓口で直接伝えるなどがあります。匿名でもかまいません。

「通告」では敷居が高いようなら、「虐待かどうかの判断に迷う」、「どう対応していいかわからない」といった「相談」を試みるのがよいでしょう。

Q5 「通告」というと「密告」するようで抵抗を感じます。

暴力でしつけをされている子どもがいます。あざもときどき見かけますが、職業柄、家庭のプライバシーを密告するような抵抗感があり、「通告」に踏み切れません。

A5 子育て支援のきっかけづくりと考えてはどうでしょう。

虐待している親のほとんどは、子育てがうまくいかず、悩んだりイライラしたりしています。また、虐待の背景に、親の生育歴や家庭の経済状況などの複雑な要因が絡んでいることもあり、親がたくさんの悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、親の虐待行為を児童相談所等にこっそり耳打ちすることではなく、子育て支援が必要な親や家庭について、専門の相談機関に、「この親（家庭）への子育て支援に、手を貸してもらえませんか」と援助を求めることだと考えてみてはどうでしょう。

Q6 「虐待」と判断してよいのか自信がありません。

担任している子どもから、「お母さんにしょっちゅう叩かれる」と相談されましたが、その子どもの顔や身体にあざがあったこともないので、虐待の証明ができません。それに、「間違いだったらどうしよう」と思うと、通告することができません。

A6 「虐待」かどうかの証明は必要ありません。

保育士や教職員が児童虐待を証明する必要はありません。通告する際に、虐待が疑われる理由（状況）を伝えるだけで十分です。

「もし、間違っていたら…」という不安や、“疑うことの後ろめたさ”を感じる人はいるかもしれませんが、でも、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれませ

ん。虐待を疑ったことは責められたりしませんし、通告者が特定されないようにもしてもらえるので、専門機関等に連絡しましょう。 ● 次のQ7を参照してください。

Q7 内部から「通告しなくてよい」と言われて迷っています。

担任している子どもが虐待されているようなので、内部で対応を話し合ったところ、「我々には守秘義務がある。通告はしなくてよい」と言われました。

でも、担任としてはこれ以上放っておけません。どうしたらよいでしょう。

A7 私たちには、児童虐待についての通告義務があり、通告義務は守秘義務に優先します。以下の①と②を踏まえ、まず、個人として児童相談所等に相談します。

その上で、「内部では通告しないことにしたが、担任個人として、子どもの状況は放っておけない」ことを伝え、さらに、「自分が相談したことは絶対に秘密にして欲しい」と伝えれば、通告者が特定される情報が伝わることはありません。

また、すべての児童虐待相談で、市町村や児童相談所が前面に出て対応したり、子どもを保護したりしている訳ではありません。子どもの状況を見極め、“後方支援”という形で先生や保育所や幼稚園、学校をサポートしている例もあります。

① 児童虐待の通告義務の優先 ● 通告先については「IV資料」を参照してください。

児童虐待の通告義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にはあたりません。

児童虐待を発見した者は、速やかに市町村、福祉事務所または児童相談所に通告する義務があります。 ◆ 児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項

この通告は守秘義務に優先し、個人情報保護法でも、情報の提供が認められています。

◆ 児童虐待の防止等に関する法律第6条第2項、個人情報の保護に関する法律第23条第2項、第3項

<参考>個人情報保護法の第三者提供の制限について

人の生命、身体又は財産の保護や児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときや、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、個人データを第三者に提供してもよいことになっています。

◆ 個人情報の保護に関する法律第23条第2項、第3項

② 通告者の保護

通告を受けた市町村や福祉事務所又は児童相談所等が、通告した者が特定される情報を漏らすことはありません。 ◆ 児童虐待の防止等に関する法律第7条

Q8 保護者との信頼関係は損なえません。

子どものお尻に新旧の小さな火傷を見つけました。その子の話では、母親が線香の火を押しつけるようなのです。でも、しつけへの熱心さのあまりの行為だと思いますし、園は保護者との信頼関係が一番大切と考えているので、そっとしておきたいのですが。

A8 子どもの立場で考えましょう。

保護者との関係にばかり目を奪われていると、虐待している保護者と同じ目線になってしまい、傷ついている目の前の子どもが見えなくなります。

児童虐待は、子どもの身体だけではなく、心にも消えない傷を残します。また、子どもの成長にさまざまな影響を与え、その次の世代にまで虐待が連鎖するほど、大きな影響を受ける子どももいます。 ● Q1を参照してください。

子どもの安全や健全な成長を最優先に考え、専門機関に通告しなければなりません。

Q9 保護者からのクレームや、怒鳴り込まれるのは困ります。

他の保育所から、「児童相談所に虐待を通告したら、保育所が通告したことが親に伝わってしまい、父親が怒鳴り込んできて大変だった」と聞かされました。

うちの保育所にも虐待が疑われる子がいますが、通告などしたら、同じ状況が予想される親で、職員はみな女性のため、怒鳴り込まれたら困るのですが。

A9 「機関」として組織的な対応を依頼されることがあります。

通告者は特定されないよう守られますが、「機関」から通告された児童相談所が、対応の手法上、その機関と十分な協議をし了解を得た上で、保護者に通告した機関を伝えたり、「学校から保護者に、『虐待を通告した(する)』と伝えて欲しい」などと協力を依頼することもあります。

また、たとえ、通告者として守られていても、保護者から「保育所や幼稚園、学校が通告したのでは」と疑われやすい立場ではあるため、通告を疑った保護者から、電話で激しく抗議されたり、怒鳴り込まれたりすることがあるかもしれません。

保護者が抗議をしにきた場合、①必ず複数の職員で対応し、②「すべて児童相談所の判断であり、学校(園・所)の判断ではない」と伝え、保護者と虐待の話ができるようなら、③通告義務について説明します。

その際、親の言い分を聴き、通告された(疑われた)親の気持ちに理解を示しながら、②あるいは③を繰り返し伝え、「児童相談所とよく話し合っただけで欲しい」と伝えるのがよいでしょう。

もし、暴力的な保護者なのであれば、事前に児童相談所や警察に相談しておきましょう。

また、実際に保護者が暴れたり、脅したりする場合は、警察に支援を求めます。外部への支援依頼や相談は、校(園・所)長や教頭(副園・所長)、主任などが窓口となるのがよいでしょう。

Q10 通告はしたけれど…。

児童虐待の通告義務は知っていますが、前にいた学校では、通告してもすぐに対応してもらえませんでした。あとで訪問した児童相談所の職員にいろいろ聞かれましたが、「様子を見ましょう」と言われただけで、対応には満足できませんでした。

A10 児童相談所や地域の児童相談体制は強化されています。

① 48時間以内対応

厚生労働省の『児童相談所運営指針』で、児童相談所は、通告を受理してから48時間以内に安全確認等の具体的対応をすることが望ましいとされており、現在、福島県の児童相談所でも48時間以内に安全確認する方針で対応しています。

児童相談所が通告（相談）を受理した後の、対応の流れについては、p.8の「相談機関に通告した後の流れ」を参照してください。

② 児童虐待専門職員の配置

福島県では、平成19年4月から各児童相談所に、児童虐待相談に専門に対応する「児童虐待専門職員」を配置し、通告等があれば、地区を担当する児童福祉司と一緒に、保育所や幼稚園、学校を訪問するなどして、子どもの安全確認や情報収集、職員の方々からの相談等に対応します。

「児童虐待専門職員」は、ベテランの児童福祉司ですので、保育所や幼稚園、学校が感じている不安や疑問は遠慮せず相談し、一緒に考えていきましょう。

③ 要保護児童対策地域協議会 ◆ 児童福祉法第25条の2

「要保護児童対策地域協議会」は、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う、児童及びその保護者の支援を目的とした地域連携の場で、市町村に事務局が置かれています。構成員には守秘義務が課せられるため、円滑な情報共有が可能です。

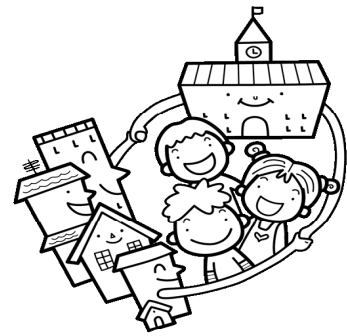
※ 要保護児童対策地域協議会の対象者は、①保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（「要保護児童」）、②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（「要支援児童」）、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（「特定妊婦」）です。

構成員としては、児童福祉関係機関（市町村の児童福祉、母子保健、障害福祉等の担当部局、児童相談所、保育所等）や保健医療関係機関（保健センター、保健所、地区医師会等）、教育関係機関（教育委員会、学校等）、警察・司法関係機関（警察、弁護士会、家庭裁判所）、人権擁護関係機関（法務局、人権擁護委員）、配偶者からの暴力に対応している機関等が想定されますが、地域の実情に応じて構成されています。

児童虐待への対応は、専門機関に通告しておしまいでありませんし、通告した子どもがすべて一時保護されたり、施設に入所したりするわけでもありません。

「通告」や「相談」は、子どもや親への支援のはじまりの一步に過ぎないと認識する必要があります。

保育所や幼稚園、学校は、まず市町村の児童相談窓口や児童相談所への「通告」あるいは「相談」をし、地域で親子を支援するためのネットワークの一員になり、ケース検討会等に参加するなど、子どもと親への支援者のひとりとして、関わっていく姿勢が求められています。

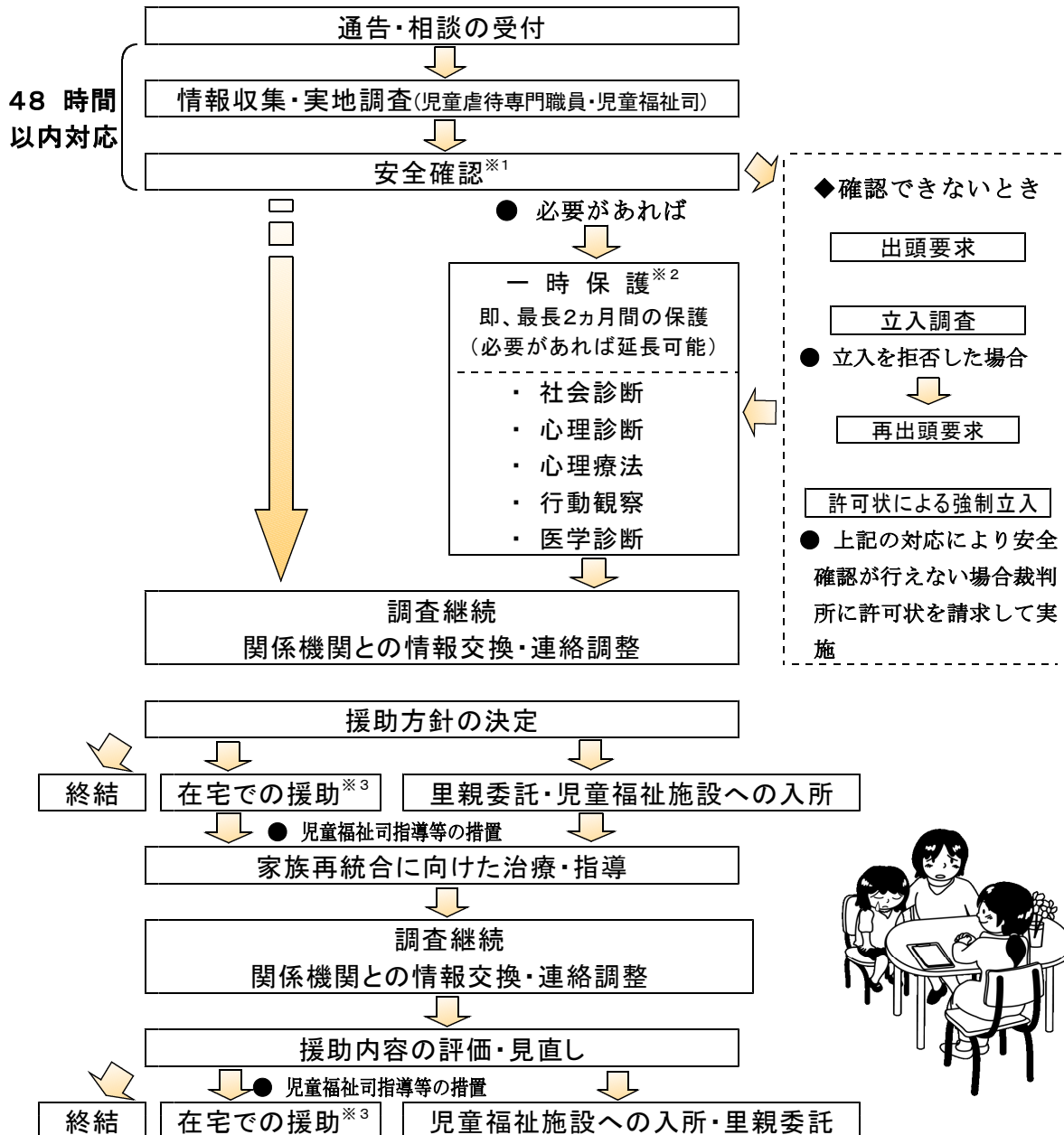


(参考資料) 相談機関に通告した後の流れ

§ 児童相談所での対応例

※ 児童相談所は、児童福祉法に基づいて都道府県や政令指定都市に設置が義務づけられ、中核市も設置することができる、児童(0~18歳未満)に関するあらゆる相談に応じている公的な相談機関です。

児童福祉司や児童心理司、保育士、医師などが配置され、内容に応じて調査や判定を行い、助言やカウンセリング、あるいは子どもを一時的に保護するなどして、子どもが心身ともに健全に育つよう支援しています。



※1 安全確認は、児童相談所職員が保育所や幼稚園、学校の協力を得ながら、子どもとの面接などの方法で行ったり、保育士や教職員に安否確認をお願いしたりすることによって行います。

※2 一時保護を行う場合は、できるだけ保護者の意向を尊重して進めますが、保護者の同意が得られないときには、児童相談所長の職権で一時保護を行います。

※3 在宅での援助が可能となるには、①子どもの様子がチェックできる、②保護者がかかわりを拒否していない、③在宅での改善に見通しがある、④危険兆候に対して急な手立てが用意できることが条件となります。

Ⅲ 児童虐待への具体的な対応

1 児童虐待の早期発見の義務

保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

- ① 幼稚園や学校、保育所や児童福祉施設、病院その他
- ② 保育関係者、幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他

児童の福祉に職務上関係のある団体（機関）や職員には、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

◆ 児童虐待の防止等に関する法律第5条



2 児童虐待を見逃さないために

(1) 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

不自然な傷・あざ

子どもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができた場合は注意が必要です。

不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにもみられます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうなど、不自然な行動がみられることがあります。

(2) 早期発見のためのチェックリスト

次ページから、チェックリストが掲載されています(保育所・幼稚園用…p.10、学校用…p.12)。冒頭部にある※の注意書きを読んでから使用してください。

※ チェックリストのどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているということではありません。

チェックリストの複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、SOSのサインが他にもないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分に注意してかかわる必要があります。

子どもの様子

●乳児（1歳未満児）

- 不自然な打撲によるあざや火傷などがよく見られる
- 特別な病気もないのに、身長伸びが悪い、体重増加が悪かったり、次第に低したりしている
- 表情や反応が乏しく、語りかけ、あやしにも無表情である
- 抱かれると異常に離れたがらなかったり、おびえたような様子が見られたりする
- お尻がただれていたり、身体、衣類が極端に汚れたままで登園(所)する
- 母子健康手帳の記入が極端に少ない

●幼児（1歳から就学前）…乳児に見られる特徴の他に、

- 原因不明の不自然な傷やあざが多く見られ、手当も十分でない
- おびえた泣き方をしたり、かんしゃくが激しい
- 親が迎えに来ても帰りがたがらない
- 職員を試したり、独占しようとまとわりついて離れない
- 転んだりけがをしても泣かない、助けを求めない
- おやつや給食などをむさぼり食べる、おかわりを何度も要求する
- 身体、衣類が極端に汚れたままで登園(所)することがよくある
- 予防接種や健診を受けていない
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- ささいなことでカーッとなり、他の子への乱暴な言動がある
- 小動物に残虐な行為をする
- いつもおどおどしていて、何気なく手をあげても身構える
- 親の前ではおびえた態度になる
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる
- 虫歯が多い



保護者の様子

- 子どもの扱いがハラハラするほど乱暴である
- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもの要求をくみ取ることができない（要求を予想したり理解したりできない、なぜ泣くのかわからない）
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 感情的になったり、イライラしていてよく怒る
- 子どもが自分の思いどおりにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- 子どもに能力以上のことを無理矢理教えよう（させよう）とする
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 無断で欠席させることが多い
- 理由がないのに、長時間、保育所や幼稚園におきたがる
- 保育士や教職員との面談を拒む
- 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている
- 母親にも暴力を受けた傷がある※DVが疑われる

★ 緊急性が高い場合 → 早急に児童相談所（警察あるいは医療機関）へ通告する

- 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している
- 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる
- 頭部や顔面、腹部のあざや傷が繰り返されている
- 慢性的にあざや火傷（タバコや線香、熱湯など）がみられる
- 親が子どもにとって必要な医療処置をとらない（必要な薬を与えない、乳児の下痢を放置するなど）
- 子どもにすでに重大な結果が生じている（性的虐待、致命的な外傷、栄養失調、衰弱、医療放棄等）

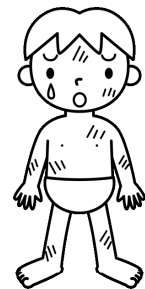
学 校 用

※ チェックリストのどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているということではありません。

チェックリストの複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、SOSのサインが他にもないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分に注意してかかわる必要があります。

子どもの様子

- 説明が不自然な、打撲によるあざや火傷などがよく見られる
- 特別な病気もないのに身体的発達が著しく遅れている
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- いつもおどおどしていて、何気なく手をあげても身構える
- ささいなことでカーッとなり、他の子への乱暴な言動がある
- 親の前ではおびえた態度になる
- 小動物に残虐な行為をする
- 身体、衣類が極端に汚れたまま、または季節や気温にそぐわない服装で登校する
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 虫歯が多い
- 給食などをむさぼり食べる、おかわりを何度も要求する
- 友だちの家や近所のお宅でたびたび食事をごちそうになっている
- 授業に集中できず、ボーッとしている
- 急激な成績の低下がみられる
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 放課後、帰宅したがらず、時には家出・外泊をする
- 接触の回数を重ねても関係が深まらない
- 盗みや嘘を繰り返す
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない



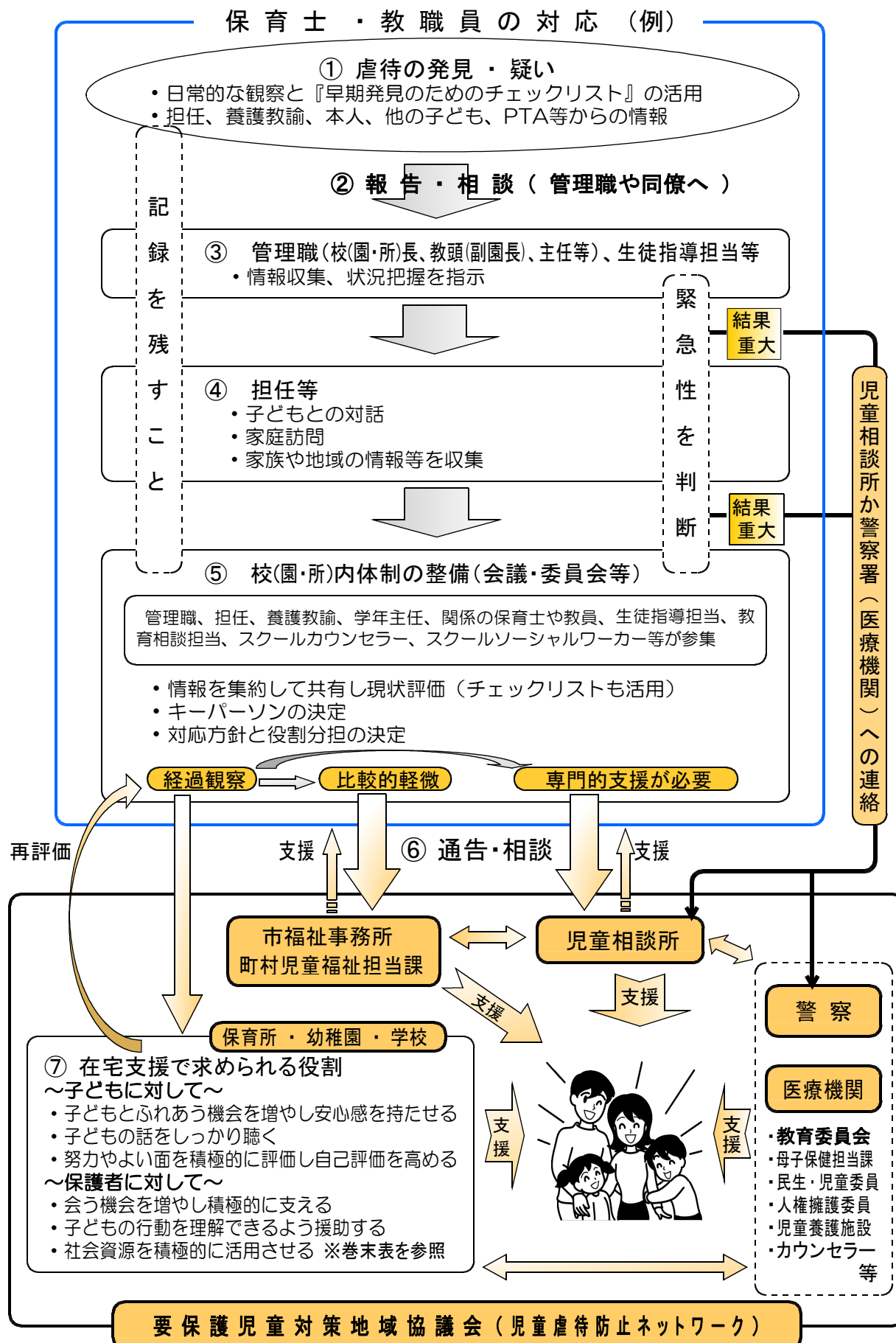
保護者の様子

- 子どもの扱いがハラハラするほど乱暴である
- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもが自分の思いどおりにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- 感情的になったり、イライラしていてよく怒る
- 子どもに能力以上のことを無理矢理教えよう（させよう）とする
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 無断で欠席させることが多い
- 長期病欠していても、医療機関を受診させていない
- 子どもの学校での生活に無関心である
- 教職員との面談を拒む
- 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている
- 母親にも暴力を受けた傷がある※DVが疑われる

★ 緊急性が高い場合 → 早急に児童相談所（警察あるいは医療機関）へ通告する

- 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している
- 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる
- 頭部や顔面、腹部のあざや傷が繰り返されている
- 慢性的にあざや火傷（タバコや線香、熱湯など）がみられる
- 親が子どもにとって必要な医療処置をとらない（必要な薬を与えない、大きいけがや重病を放置するなど）
- 子どもにすでに重大な結果が生じている（性的虐待、致命的な外傷、栄養失調、衰弱、医療放棄等）

3 保育所・幼稚園・学校における対応の流れ（フローチャート）



4 実際の対応の流れ（フローチャートの補足）

（1）児童虐待を発見あるいは疑い（担任・養護教諭等）

日常的な観察による気づき、不自然なげがをしての保健室来室、子ども本人からの相談、他の子どもからの虐待の噂、他の保護者や近隣住人からの情報などにより、虐待されている子どもの発見あるいは疑いにつながる事例があります。

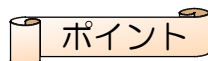
情報があつたにもかかわらず、それを放置して、虐待を見逃していたということがないようにしなければなりません。

（2）ひとりで抱えこまず相談・報告する

児童虐待を発見したり、疑ったりしたら、職場の同僚や管理職に必ず相談しましょう。児童虐待を、ひとりで解決することは極めて困難です。組織内で話し合える体制をつくっておく、児童虐待の担当を明確にしておくなど、職員がひとりで抱え込まないようにするための工夫が必要です。

また、市町村、福祉事務所、児童相談所は、守秘義務を共有できる機関です。「通告する」と考えると敷居が高く感じますが、児童虐待だけではなく、子どもに関するあらゆる相談に応じている専門機関なので、日頃から気になっていることは相談してみましょう。

「児童虐待」ではあっても、「障がい相談」や「性格行動相談」など、別な視点からの支援が可能な場合もあります。



ポイント

記録を残しましょう

虐待を疑った時から、記録を残しておくことが重要です。

1) いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録します。

「子どもに落ち着きがなかった」等の印象だけよりも、どんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記しておきます。

2) 子どもの傷やあざは、治りやすいので、気付いたときに、写真で残しておくようにします。カメラの場合は、傷と正対するようにかまえ、大きさが分かるよう手元の物体（定規等）も一緒に撮るとよいでしょう。日付を入れるのを忘れないようにしてください。なお、撮影者がしゃがむなど、子どもに不安を与えないような十分な配慮が必要です。

（3）情報の収集

報告を受けた管理職や主任、あるいは、児童虐待の窓口になっている生徒指導担当や、教育相談担当は、担任や養護教諭等のその子どもに関係する職員に、現時点での情報を収集するよう指示、あるいは協力して情報収集に当たります。



(4) 担任等の役割

子ども本人から聴き取りをします（※ 子どもに聴き取りしたことが、保護者に伝わらないよう配慮が必要な場合もあるでしょう）。また、送迎時の親子の様子やこれまでの経過の確認、前担任や養護教諭などから情報を収集します。

ポイント 子どもから聴き取る際の注意点

◆ 聴き取る前には準備が必要

あらかじめ、聴き取るポイントについて関係者で十分に検討しておきます。

◆ リラックスさせる

子どもが安心して話ができるよう、静かで落ち着いた場所で行います。

◆ 無理に聴き出さない

詰問になってしまわないよう十分に気をつけ、無理をさせないようにします。

*

*

*

◆ 「話してくれてありがとう」

子どもが家庭内の虐待の事実を話すことは勇気がいることです。まずは、話してくれた行為をしっかり受け止めてあげることが必要です。

◆ 「あなたの言ったことを信じるよ」

話を聴くことは調査ではありません。矛盾点などがあっても、話してくれたことを信じるという姿勢を示し、「信じるよ」というメッセージを子どもに伝えます。

◆ 「あなたが悪いんじゃないだよ」

子どもは保護者をかばったり、自分が悪いと思っていることが多いので注意が必要です。

ただし、子どもの前で保護者批判をはいけません。子どもにとっては、たとえ虐待する保護者でも、大切な存在であることが多いのです。保護者を批判するより、『痛かったね』『つらかったね』と子どもに共感することばを掛けてあげることが何より大切です。

◆ 「困ったときは何でも言っていんだよ」

虐待を受けたときなど、子どもからSOSが出せるように、普段から関係づくりに努め、『困ったときは助けを求めてよい』と繰り返し伝えます。そして、子どもが助けを求めてきたときには、しっかりと受け止め、責任を持って対応することです。

◆ 約束できないことは「できない」と言う必要がある場合も

約束を守ることは信頼につながりますが、「誰にも言わないで」と言われた時に、できない場合もあることを説明する必要があります。親に話すということではなく、『必要な時には、子どもを大切に思い、守ってくれる人に相談することがある』ことをきちんと伝えます。

※ 緊急性が高い場合

すでに重大な結果が生じているなど、緊急性が高いと判断されれば、早急に児童相談所に通告します。

重傷、性的虐待など、子どもの状態によっては警察署に通報したり、医療機関の受診等を行い、子どもの安全確保を最優先しなければならない事例もあります。



(5) 緊急会議の招集

関係者が集まり、得られた情報を共有し、現状（子どもや家族の状況）を分析します。

さらに、キーパーソンの決定、通告の要否の検討、通告の際の窓口担当の決定、もし、保護者対応や警察への支援要請等の必要が生じた場合の対応者の決定など、組織としての対応方針を決定します。

協議の主な参集者として、管理職、担任、養護教諭、その子どもに関係する保育士・教員、生徒指導担当、教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が考えられ、当面の関係者のみで協議を行うか、生徒指導委員会など、その組織で決めた適当な場で行うか、あるいは、職員会議で話し合っ、全職員での共通理解が必要になる場合もあるでしょう。

会議の結果、校（園・所）内でしばらく様子を見ることにした場合は、今後その子どもにどのように対応していくか、保育士・教職員間の連携や各職員の対応などを十分に話し合い、共通理解しておく必要があります。

(6) 市町村児童相談担当部署あるいは児童相談所への通告・相談

専門機関への通告を決めた場合、速やかに連絡します。

もし、緊急性が高く、一時保護などのより専門的な対応が想定される場合は、児童相談所へ通告します。

通告先が市町村になるのか、児童相談所になるのか判断に迷う場合は、児童相談所に通告するのがよいでしょう。

- p.19に掲載した、〈児童相談所等で使用する「虐待相談・通告受付票」〉にある項目について伝えるとよいでしょう。
- p.20には、児童相談所等で判断の参考にしている、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を載せてありますので、併せて参考にしてください。

ポイント

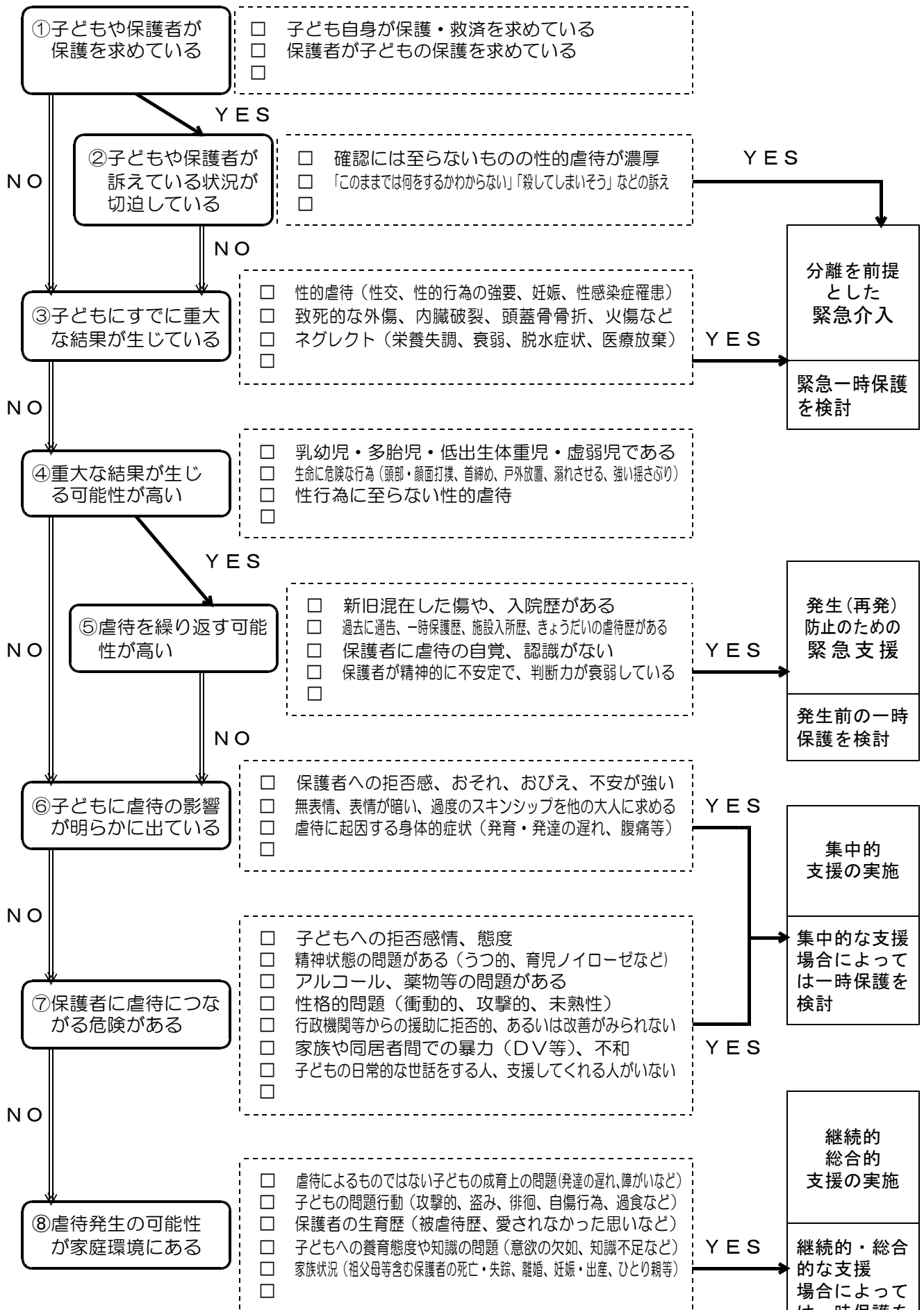
児童相談所等への通告についての留意点

- ① 頭部や顔面、腹部等の危険部位に傷やあざを確認した場合、火傷がある場合、傷やあざが大きい、複数ある場合、性的虐待が疑われる場合などは、市町村や児童相談所職員による目視確認と、緊急性を評価する必要があるため、子どもが登校（園・所）しているうちに、早急に連絡をとってください。
- ② 児童養護施設入所や里親への養育委託などの法的根拠となる児童福祉法や、児童虐待防止法は、18歳未満の子どもに適用される法律です。
高校3年に在学中で、18歳を迎えている生徒への虐待が明らかになっても、それらの法律は適用されないため、通告を受けた児童相談所でも、法的な対応はできなくなります。
法による手厚い支援が可能うちに手を差し伸べるためにも、教職員は虐待の早期発見に努めなければなりません。

(参考資料) 児童相談所等で使用している様式

虐待相談・通告受付票

通告年月日		平成 年 月 日 () 時 分			受付者	
子ども	氏名 <small>ふりがな</small> ・性別 ・学校等	(S・H 年 月 日生 歳) 男・女 〔 保・幼・小・中・高校(名 年・卒・退) 出席状況: 良好・欠席がち・不登校状態 〕				
	住所	電話				
保護者	氏名 <small>ふりがな</small>			き よ う だ い	有・無 状況	
	続柄・年齢	続柄 () 年齢 ()	続柄 () 年齢 ()			
	職業					
虐待内容		<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつ頃から ・頻度は (ほぼ毎日・3日に1度程度・週1回程度・月1回程度・不明) ・どんなふうに 				
虐待の種類		(身体的・性的・ネグレクト・心理的)				
子どもの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・現在どこにいるのか: ・現在どのような状態か: 				
家族の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・家族構成 ・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () 				
通告者	氏名 <small>ふりがな</small>	住所	電話			
	関係	家族・近隣,知人・学校・保育所・病院・市町村・児童委員・警察・その他 ()				
	通告意図	子どもの保護・調査・相談・その他 ()				
	通告時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた 				
	調査協力	調査協力 (諾・否)		当所からの連絡 (諾・否)		
保護者の了解		・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない)				
初期対応	対応日時	平成 年 月 日 時 分	対応者	関係機関		
	対応の具体的内容					
今後の支援	モニタリング※経過観察 要・否 (モニター機関 確認時期)					
通告者対応	必要なし・対応 ()					



※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考にできる情報がこれ以外にある場合は空欄に記入すること。

(7) 要保護児童対策地域協議会への参加

児童虐待は、ひとりの職員あるいはひとつの機関だけで解決するのは難しい問題です。

関係機関や関係者がネットワークをつくり、保育所や幼稚園、学校だけに対応を任せきりにするのではなく、役割分担をしたり、協働したり、お互いの機関や個人では対応できない部分を補いながら支援していきます。

保育所や幼稚園、学校は、ネットワークの役割に応じて、子どもや保護者に対して、自分たちだからこそできる支援（対応）をします。



(8) 関係機関への情報提供

要保護児童対策地域協議会や児童相談所から保育所・幼稚園・学校に対して、虐待を理由にかかわっている子どもの出欠状況等について、定期的な情報提供を依頼された場合は、情報管理の徹底についてよく確認した上で、できるだけ協力するようにします。

なお、児童虐待防止法第13条の4により、市町村、児童相談所から資料又は情報提供を求められたときには提供が出来ることとされているため、情報提供を行うことは守秘義務違反にはなりません。

(9) できることから取り組みましょう

保育士や幼稚園、学校の教職員は、一日のうちで、長く子どもたちとかかわる時間があることから、児童虐待を受けている、あるいはその疑いのある子どもに対して、さらには、子育てに行き詰まっている親たちに対しても、できることがいくつもあるはずです。急に解決するような簡単な問題ではありませんが、できることから、ひとつひとつ取り組んでいくことが大切です。

ポイント

保育所・幼稚園・学校関係者ができること

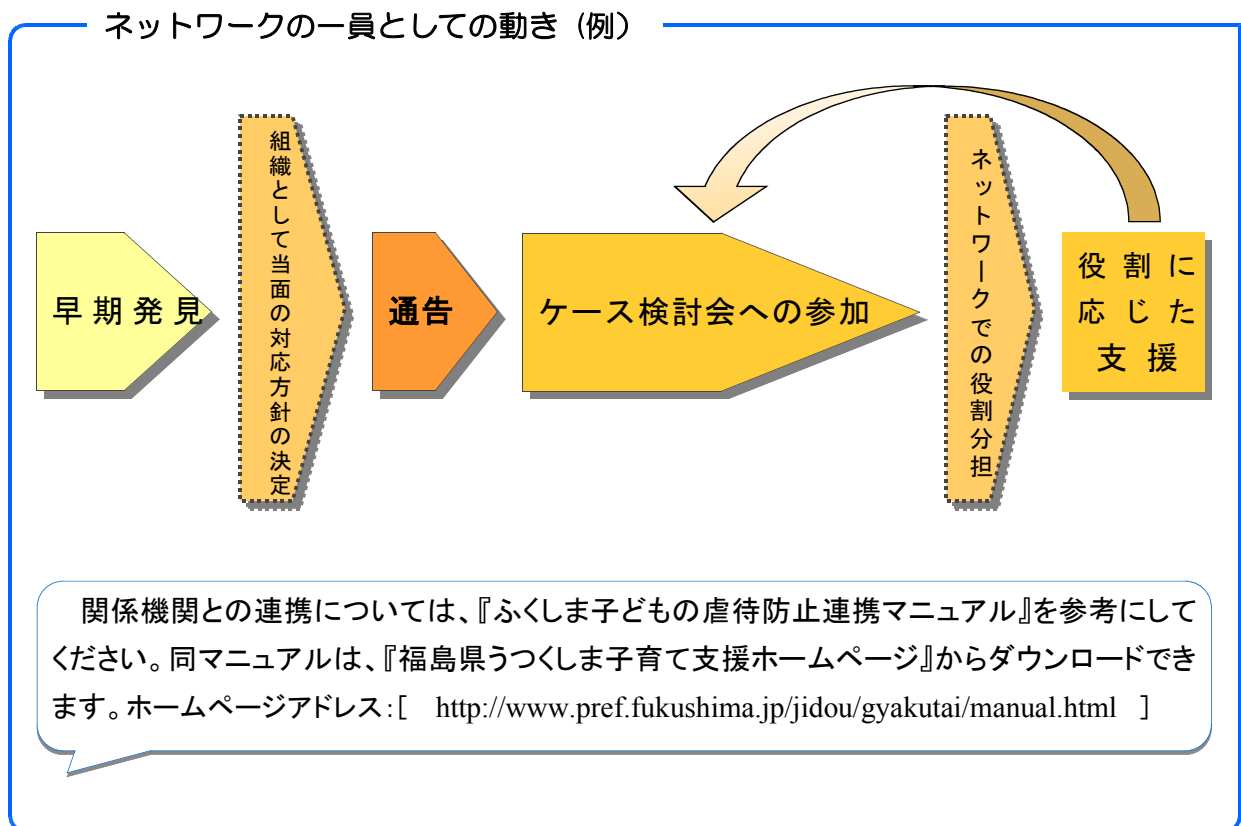
- ◆ 子どもとふれあう機会を増やしましょう。
- ◆ 乱暴な行為やことば、かんしゃく、無気力、他児と上手につき合えない、落ち着きがない、指しゃぶりや爪かみ、自傷行為などが見られても、手のかかる「困った子」として見るのではなく、なるべく一対一の関係づくりを心がけ、子どもが「安心感」「安全感」「信頼感」を持てるよう心がけましょう。
- ◆ 子どもが何でも話せるように、子どもにとって安心できる環境づくりに努めましょう。
- ◆ 一見「嘘」とも思える不自然な訴えや、身体上の訴えでもしっかり聴きましょう。
- ◆ 努力したことなどを積極的にほめ、具体的な成果をあげることで、達成感を持たせるようにしましょう。
- ◆ きょうだいを通う保育所・幼稚園・小中学校等とも連携を図り、情報収集しましょう。
- ◆ 保護者に会う機会を意識的に増やし、非難するのではなく援助する立場をとりましょう。
- ◆ 子どもの行動や気持ち、発達や成長段階が理解できずに虐待してしまう保護者もいるため、子どもの要求や行動の意図などを、保護者に伝え、成長段階に合った関わり方を提案しましょう。
- ◆ 「虐待」ということばを使わず、子どもについての心配や困り事があるのなら、市町村の保健師や市町村児童相談担当部署、児童相談所等に相談してみるよう勧めてみましょう。

5 保育所・幼稚園・学校における継続的な在宅支援

児童相談所に通告や相談があった児童虐待ケースの9割は、在宅のままで引続きなんらかの親子への支援（面接や家庭訪問、他機関による見守り等）を受けています。

児童虐待を理由に一時保護された子どもも、家に帰れば、その後は通学（園・所）が再開されます（p. 9を参照してください）。また、児童虐待を理由に、市町村等から保育所利用を勧められて入所する子どももいます。

児童虐待ケースに対して在宅支援を行う場合、保育所や幼稚園、学校は、各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の一員として、地域の関係機関と役割を分担し、協働しながら、子どもと親の状態を見守り続ける重要な役割を期待されています。



（1）在宅支援としての子どもへの対応

① 子どもには安心感と自信をもたせる

虐待を受けた子どもは、誰からも危害を加えられない、何を話しても責められないといった安心感を感じることによって、素直に自分の気持ちを出すようになっていきます。全職員で見守る体制を整え、子どもに愛情を注ぎながら子どもが安心できる環境づくりに努めましょう。

② 自尊感情を育てるかわり方を

虐待を受けた子どもは、自信をなくしていることが多いものです。子どもたちは、認

められることで自信を持ち、変わっていきます。子どもが得意なことをさせたり、簡単な役割を与えて、それができたときには大いにほめてやるなど、すべての教育・保育活動において、自尊感情をはぐくむことができるような指導や言葉かけ、かかわり方を心がけましょう。

③ 子どもとのふれあいを

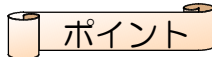
虐待を受けた子どもは、“自分が悪いからこうなった”という思いを持っています。担任等は、日常生活の中や教育相談等の中で、子どもとふれあう機会を多くとり、そのような思いは誤解であると分かるように、“自分らしく振る舞うこと、自分の気持ちを素直に出すこと”の大切さを伝えていきましょう。

④ コミュニケーションのとりかたを教える

虐待を受けた子どもは、保護者との間に暴力的なコミュニケーションを身に付けてしまっていることがあります。その結果、保育所や幼稚園、学校の中でも、友だち同士、職員に対しての暴力的なコミュニケーションが目立つかもしれません。

そのような子どもに対しては、もっと違ったコミュニケーションのとり方があることを伝えましょう。

職員が間に入って、ことばで気持ちを伝えるよう子どもに働きかけたり、友だちとのやりとりで、行き過ぎた行為があったときには、「あのときは、どうすればよかったのかな？」と、自分の行動を振り返って考えさせたりすることも必要でしょう。



ポイント 虐待を受けた子どもにかかわる際の注意点

虐待を受けた子どもに一生懸命にかかわっても、その子どもが、わざと教職員らを怒らせるような言動をとることがあります。これは、虐待関係が長く続いたため、安全な環境におかれても、周囲の大人に対して「どこまでやったら怒るだろうか」と、許容限度を試すための言動で、虐待を受けている子どもにはよく見られるものです。「挑発」によって、子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。

(2) 在宅支援としての保護者への対応

① 保護者を責めない

保護者を責めても良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、保護者の話にしっかり耳を傾けることで、保護者が自分の気持ちや悩みを話しやすくなります。

保育所や幼稚園では、毎日の送迎時に保護者に声掛けをしたり、時には園長等が個別

の面談に誘って養育の大変さに共感するなど、受容的な対応をすることが虐待の防止には有効です。

② 時間をかけて話し合いを

親への支援で大切なことは、親の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があることを伝えることです。理屈が正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、“しつけ”ではなく“虐待”になってしまうことを、個人面談や家庭訪問の機会を捉えて時間をかけて話し合っていくことが大切です。

③ できていることにも注目を

虐待が24時間、365日絶えずおきているわけではありません。親として子どもと上手にかかわることができている時間があることも忘れず、積極的に注目するようにしましょう。

ただし、過信はせず、バランスよく見ていくことが大切です。



④ 社会資源を紹介し活用させる ●「IV資料」を参照してください。

各市町村の保健師等による「子育てに関する教室（例：乳幼児対象の『遊びの教室』など）」（問い合わせ先：市町村母子保健担当課）や、「地域子育て支援センター」（保育所に併設）（問い合わせ先：各市町村児童福祉担当課）などを紹介するのもよいでしょう。

また、経済的に困窮しているようであれば、町村の福祉担当や各市福祉事務所への相談を勧め、子どもに発達障がい等が疑われれば児童相談所への発達相談を勧めることもよいでしょう。

⑤ プライバシーの保護

保護者が話してくれたことは、みだりに他人に漏らさないことを約束します。

ポイント

施設入所や里親委託後について

虐待を理由に、子どもが家庭から離れて児童福祉施設に入所したり、里親に養育を委託された場合、子どもは、入所した施設からその地域の幼稚園や学校に通ったり、里親宅から地域の保育所や幼稚園、学校に通うことになります。

たとえ、その子どもに安全な環境が提供されるようになっても、受け入れる保育所や幼稚園、学校においては、虐待を受けた子どもへのかかわり方を念頭において、施設や里親とも連絡を密に取り合いながら対応することが必要です。



IV 資料

1 福島県内の主な児童相談関係機関（H31.2.1 現在）

児童相談所（18歳未満の子どものあらゆる相談に応じています。児童虐待相談の専門機関です。）
 全国児童相談所共通ダイヤル 189（管轄の児童相談所につながります）

中央児童相談所	福島市森合町10-9	024-534-5101
安達福祉相談コーナー	二本松市金色424-1	0243-22-1128
県中児童相談所	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611
田村福祉相談コーナー	田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5	0247-62-2654
石川福祉相談コーナー	石川郡石川町字下泉229	0247-26-2123
白河相談室	白河市郭内127 県南保健福祉事務所内	0248-22-5648
東白川福祉相談コーナー	東白川郡棚倉町大字関口字上志室50-1	0247-33-2225
会津児童相談所	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
耶麻福祉相談コーナー	喜多方市松山町鳥見山字天神6-3	0241-24-5747
河沼福祉相談コーナー	河沼郡会津坂下町字西南町裏甲3998-1	0242-83-2115
南会津相談室	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0309
浜児童相談所	いわき市自由ヶ丘38-15	0246-28-3346
南相馬相談室	南相馬市原町区錦町1-30 相双保健福祉事務所内	0244-26-1135
富岡福祉相談コーナー	双葉郡富岡町小浜553-2	0240-22-5125

市町村虐待相談窓口（身近な相談機関として、各種の福祉制度を活用して子育て支援や家庭支援を行います。多くの市町村で要保護児童対策地域協議会の調整機関を兼ねています。）

福島市	こども政策課	こども家庭係	024-525-3780
会津若松市	健康福祉部こども家庭課	こども家庭支援グループ	0242-23-4545
郡山市	こども支援課	こども家庭相談センター	024-924-3341
いわき市	平地区保健福祉センター	福祉介護係	0246-22-7457
	小名浜地区保健福祉センター	福祉介護係	0246-54-2111
	勿来・田人地区保健福祉センター	福祉介護係	0246-63-2111
	常磐・遠野地区保健福祉センター	福祉介護係	0246-43-2111
	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	福祉介護係	0246-27-8691
	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	福祉係	0246-32-2114
	小川・川前地区保健福祉センター	福祉係	0246-83-1329
白河市	こども支援課	支援係	0248-22-1111
須賀川市	こども課	児童虐待防止相談室	0248-88-8115
喜多方市	こども課	子育て支援班	0241-24-5229
相馬市	相馬愛育園	家庭児童相談室	0244-37-2173

二本松市	子育て支援課	子ども家庭係	0243-55-5094
田村市	こども未来課	子育て応援係	0247-82-1000
南相馬市	子育て支援課	家庭児童相談室	0244-23-7464
伊達市	こども支援課	こども相談室	024-573-5682
本宮市	保健福祉部子ども福祉課	子育て支援係	0243-24-5375
桑折町	保健福祉課こども・地域・高齢者支援室	こども支援・地域福祉係	024-582-1134
国見町	保健福祉課	保健係	024-585-2783
川俣町	川俣町教育委員会子育て支援課	子育て支援係	024-566-2111
大玉村	健康福祉課	社会福祉係	0243-24-8115
鏡石町	福祉こども課	こどもグループ	0248-62-2210
天栄村	住民福祉課	福祉係	0248-82-2115
下郷町	健康福祉課	福祉係	0241-69-1199
檜枝岐村	住民課		0241-75-2502
只見町	保健福祉課	福祉係	0241-84-7010
南会津町	健康福祉課	子育て支援係	0241-62-6170
北塩原村	住民課	健康づくり班	0241-28-3733
西会津町	福祉介護課	子育て支援係	0241-45-4332
	福祉介護課	福祉係	0241-45-2214
磐梯町	こども課	こども係	0242-74-1216
猪苗代町	保健福祉課	社会福祉係	0242-62-2115
会津坂下町	子ども課子ども支援班	子育て支援係	0242-84-3712
湯川村	住民課	福祉係	0241-27-8810
柳津町	町民課	住民福祉班	0241-42-2118
三島町	町民課	保健福祉係	0241-48-5565
金山町	住民課	保健福祉係	0241-54-5135
昭和村	保健福祉課	福祉係	0241-57-2645
会津美里町	福祉課	福祉係	0242-55-1181
西郷村	福祉課	児童福祉係	0248-25-1509
泉崎村	住民福祉課	福祉グループ	0248-54-1333
中島村	保健福祉課	健康増進係	0248-52-2174
矢吹町	子育て支援課	子育て支援係	0248-42-2230
棚倉町	健康福祉課	福祉係	0247-33-2117
矢祭町	町民福祉課	健康づくりグループ	0247-46-4581
塙町	健康福祉課	福祉係	0247-43-2115
鮫川村	住民福祉課	福祉係	0247-49-3112
石川町	保健福祉課	健康増進係	0247-26-8416
玉川村	健康福祉課	社会福祉係	0247-57-4623
平田村	健康福祉課	福祉係	0247-55-3119
浅川町	保健福祉課	福祉係	0247-36-4123
古殿町	生活福祉課	社会福祉係	0247-53-4616
三春町	子育て支援課	子育て支援グループ	0247-62-0055

小野町	子育て支援課	子育て担当	0247-72-2212
広野町	こども家庭課	こども家庭係	0240-27-2115
檜葉町	住民福祉課	社会福祉係	0240-23-6102
富岡町	健康福祉課	福祉係	0240-22-2111
川内村	保健福祉課	保健福祉係	0240-38-2941
大熊町	福祉課	子育て支援係	0242-26-3844
双葉町	健康福祉課	福祉介護係	0246-84-5205
浪江町	教育委員会事務局	子育て支援係	0240-34-0252
葛尾村	住民生活課	住民生活係	0240-29-2112
新地町	健康福祉課	福祉係	0244-62-2931
飯舘村	健康福祉課	福祉係	0244-42-1633

母子保健相談窓口（乳幼児の健康診査や育児相談などの窓口です。保健師による家庭訪問や、「遊びの教室」の開催などにより母子ともに支援します。）

福島市	こども政策課	母子保健係	024-525-7671
会津若松市	こども家庭課	こども家庭支援グループ	0242-23-4545
郡山市	こども支援課	母子保健係	024-924-3691
いわき市	平地区保健福祉センター	保健係	0246-22-7621
	小名浜地区保健福祉センター	保健係	0246-54-2111
	勿来・田人地区保健福祉センター	保健係	0246-63-2111
	常磐・遠野地区保健福祉センター	保健係	0246-43-2111
	内郷・好間・地区保健福祉センター	保健係	0246-27-8692
	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	保健係	0246-32-2114
	小川・川前地区保健福祉センター	保健係	0246-83-1329
白河市	こども支援課	母子健康係	0248-27-2113
須賀川市	健康づくり課	保健指導係	0248-88-8123
喜多方市	保健課	健康推進室	0241-24-5223
	熱塩加納総合支所住民課	市民サービス班	0241-36-2113
	塩川総合支所住民課	市民サービス班	0241-27-2019
	山都総合支所住民課	市民サービス班	0241-38-3824
	高郷総合支所住民課	市民サービス班	0241-44-2113
相馬市	保健センター	健康増進係	0244-35-4477
二本松市	健康増進課	保健係	0243-55-5110
田村市	保健福祉部保健課	母子保健係	0247-81-2271
南相馬市	健康づくり課	母子保健係	0244-23-3680
伊達市	健康推進課	ネウボラ推進室地域母子係	024-573-5687
		〃	024-576-3510
本宮市	保健課	健康増進係	0243-63-2780
	保健課	子育て応援係	0243-63-2780

桑折町	保健福祉課	こども支援・地域福祉係	024-582-1134
国見町	保健福祉課	保健係	024-585-2783
川俣町	保健福祉課	健康増進係	024-566-2111
大玉村	健康福祉課	健康推進係	0243-24-8114
鏡石町	健康環境課	健康グループ	0248-62-2115
天栄村	住民福祉課	健康増進係	0248-82-3800
下郷町	健康福祉課	健康係	0241-69-1199
檜枝岐村	住民課	母子保健担当	0241-75-2502
只見町	保健福祉課	保健係	0241-84-7005
南会津町	健康福祉課	健康増進係	0241-62-6170
北塩原村	住民課	健康づくり班	0241-28-3733
西会津町	福祉介護課	子育て支援係	0241-45-4332
磐梯町	磐梯町保健福祉センター		0242-73-3101
猪苗代町	保健福祉課	健康づくり係	0242-62-2115
会津坂下町	生活課福祉健康班	健康増進係	0242-93-6169
湯川村	住民課	保健センター	0241-27-3110
柳津町	町民課	保健衛生班	0241-42-2118
三島町	町民課	保健福祉係	0241-48-5565
金山町	住民課	保健福祉係	0241-54-5135
昭和村	保健福祉課	保健係	0241-57-2645
会津美里町	健康ほけん課	健康増進係	0242-55-1145
西郷村	健康推進課	保健係	0248-25-1115
泉崎村	住民福祉課	福祉グループ	0248-54-1335
中島村	保健福祉課	健康増進係	0248-52-2174
矢吹町	保健福祉課	健康増進係	0248-44-2300
棚倉町	健康福祉課	健康づくり係	0247-33-7801
矢祭町	町民福祉課	健康づくりグループ	0247-46-4581
塙町	健康福祉課	健康推進係	0247-43-2115
鮫川村	住民福祉課	健康係	0247-49-3112
石川町	保健福祉課	健康増進係	0247-26-8416
玉川村	健康福祉課	保健衛生係	0247-37-1024
平田村	健康福祉課	健康増進係	0247-55-3119
浅川町	保健福祉課	福祉係	0247-36-4123
古殿町	健康管理センター		0247-53-4038
三春町	子育て支援課	子育て支援グループ	0247-62-0055
小野町	子育て支援課	子育て担当	0247-72-2212
広野町	こども家庭課	こども家庭係	0240-27-2115
檜葉町	住民福祉課	保健衛生係	0240-23-6102
富岡町	健康福祉課	健康づくり係	0240-22-2111
	いわき支所	健康管理係	0246-88-1987
	郡山支所	健康管理係	024-983-9021

川内村	保健福祉課	保健福祉係	0240-38-2941
大熊町	健康介護課	保健衛生係	0242-36-5671
双葉町	健康福祉課	健康づくり係	0246-84-5205
浪江町	健康保健課	健康係	0243-62-0168
葛尾村	住民生活課	健康福祉係	0240-29-2112
新地町	健康福祉課	健康係	0244-62-2096
飯舘村	健康福祉課	健康係	0244-42-1638

県保健福祉事務所（保健師等による婦人科的疾患及び更年期障害、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する一般的事項に関する相談指導を行っています。）

県北保健福祉事務所	福島市御山 8-30	024-534-4155
県中保健福祉事務所	須賀川市旭町153-1	0248-75-7809
県南保健福祉事務所	白河市字郭内127	0248-22-5648
会津保健福祉事務所	会津若松市追手町 7-40	0242-29-5279
南会津保健福祉事務所	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0305
相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1134

警察署（緊急性が高い場合の通報先です。暴力的な保護者への対応の際に支援を求めたり、相談にのってもらったりもできます。）

福島警察署	福島市上町7-31	024-522-2121
川俣分庁舎	伊達郡川俣町大字鶴沢字下中島20-2	024-566-3121
福島北警察署	福島市飯坂町平野字江合2-8	024-554-0110
桑折分庁舎	伊達郡桑折町大字谷地字形土15-2	024-566-2151
伊達警察署	伊達市保原町大泉字大地内61-4	024-575-2251
二本松警察署	二本松市若宮2-163-5	0243-23-1212
郡山警察署	郡山市字城清水23	024-922-2800
郡山北警察署	郡山市富田町字下曲田2-8	024-991-0110
本宮分庁舎	本宮市本宮字万世172-1	0243-33-3110
須賀川警察署	須賀川市八幡町19-7	0248-75-2121
白河警察署	白河市昭和町226-2	0248-23-0110
石川警察署	石川郡石川町字長久保185-2	0247-26-2191
棚倉警察署	東白川郡棚倉町大字流字森ノ内59-1	0247-33-0110
田村警察署	田村郡三春町大字熊耳字下荒井194	0247-62-2121
小野分庁舎	田村郡小野町大字小野新町字小太内13	0247-72-2121
会津若松警察署	会津若松市山見町248	0242-22-5454
会津美里分庁舎	大沼郡会津美里町字鹿島3057番地の1	0242-54-2055

猪苗代警察署	耶麻郡猪苗代町字梨木西100-1	0242-63-0110
喜多方警察署	喜多方市関柴町上高額字宮越537-10	0241-22-5111
会津坂下警察署	河沼郡会津坂下町字館ノ下311	0242-83-3451
南会津警察署	南会津郡南会津町田島字大坪54-1	0241-62-1140
いわき中央警察署	いわき市内郷御厩町四丁目148	0246-26-2121
磐城分庁舎	いわき市常磐関船町大平16-1	0246-43-2168
いわき東警察署	いわき市小名浜岡小名字御代坂19	0246-54-1111
いわき南警察署	いわき市植田町南町1-6-6	0246-63-2141
南相馬警察署	南相馬市原町区高見町1-262	0244-22-2191
双葉警察署	双葉郡富岡町中央2-19	0240-25-1500
	※臨時庁舎：双葉郡檜葉町大字山田岡字大堤入22-1	0240-34-2141
浪江分庁舎	双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目18-1	0240-34-2141
相馬警察署	相馬市中野字寺前203-1	0244-36-3191

その他（その他、県の機関や相談機関等があり、児童虐待に関係のある相談を受け付けていたり、法的な対応等の相談にのってもらえます。また、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして、連絡を取り合い協働することがある機関もあります。

～人権相談（人権擁護委員についての問い合わせ）

福島地方法務局	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-534-1111
郡山支局	郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎	024-962-4500
白河支局	白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	0248-22-1201
若松支局	会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎	0242-27-1498
相馬支局	相馬市塚ノ町1-12-1	0244-36-3413
いわき支局	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	0246-23-1651

～親権者が同意しない施設入所の承認、親権者変更、親権停止・喪失宣告等の手続き

福島家庭裁判所	福島市花園町5-38	024-534-2156
郡山支部	郡山市麓山1-2-26	024-932-5657
白河支部	白河市郭内146	0248-22-5556
棚倉出張所	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町78-1	0247-33-3458
会津若松支部	会津若松市追手町6-6	0242-26-5726
田島出張所	南会津郡南会津町田島字後原甲3483-3	0241-62-0211
相馬支部	相馬市中村字大手先48-1	0244-36-5141
いわき支部	いわき市平字八幡小路41	0246-22-1321

～弁護士についての問い合わせ

福島県弁護士会	福島市山下町4-24	024-534-2334
---------	------------	--------------

～民生委員についての問い合わせ

福島県民生児童委員協議会	福島市渡利字七社宮111	024-523-1252
～被虐待児や虐待親への精神医学的なアプローチ、精神障がいの相談、治療など		
福島県精神保健福祉センター	福島市御山8-30	024-535-5560
～発達障がいについての相談・支援		
福島県発達障がい者支援センター	郡山市富田町字上ノ台4-1	024-951-0352
～DV相談、18歳になった高校生女子の虐待被害等の相談		
福島県女性のための相談支援センター	福島市上浜町6-3	024-522-1010
～CAP（人権擁護の立場から、子ども自身が虐待や暴力防止について知り、対処法を学ぶプログラムを実践。学校等に出向いて講座を開催）		
こどもCAPふくしま		090-4550-5827
CAPこおりやま		080-5555-3491
あいづCAP		080-1842-0160
CAPいわき		0246-92-3393

2 児童虐待防止に関する文部科学省の主な通知（件名）

- 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について（H12. 11. 20 生涯学習局長、初等中等教育局長通知）
- 児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（H16. 1. 30 初等中等教育局児童生徒課長通知）
〈別添〉子どもの虐待対応の手引き（抄）
- 現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について
〈別添1〉長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について（概要）
- 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について
（H16. 8. 13 生涯学習政策局長、初等中等教育局長通知）
- 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について（H17. 2. 25 初等中等教育局長、生涯学習政策局長通知）
- 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（H18. 6. 5 初等中等教育局児童生徒課長通知）
〈別添1〉学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究
〈別添2〉「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告）」（概要）
- 「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）」（H22.1.26 初等中等教育局児童生徒課長通知）
- 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）」（H22.3.24 文部科学大臣政務官通知）
- 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」（H27.7.31 初等中等教育局長通知）
- 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（H30.7.20 初等中等教育局長通知）

3 引用・参考文献

① 引用・参考文献

- ・ 子どもの虐待防止の手引き 気づいてください、子どものSOS
福島県：平成13年3月
- ・ 関係機関・関係者のための ふくしま子どもの虐待防止連携マニュアル
福島県：平成16年3月
- ・ 小さなサインを見逃さないで ～子どもの虐待を防ぐために～
和歌山県教育委員会：平成16年6月
- ・ 教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル
埼玉県・埼玉県教育委員会：平成17年3月
- ・ 児童虐待の早期発見と防止 子どもの「安心」への支援 [教職員の手引き] 改訂版
大阪市教育委員会：平成18年3月
- ・ 児童生徒の虐待防止マニュアル ～早期発見・支援・連携に向けて～
福岡市教育委員会：平成18年4月
- ・ 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書）
学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議：平成18年5月
- ・ みえてますか！ 家族の中の子どもの素顔 教育・保育関係機関用 子どもの虐待対応マニュアル 改訂版
愛知県：平成19年3月
- ・ 子どもの虐待対応の手引き 幼稚園・保育所・小中学校等における虐待対応マニュアル
熊本県教育委員会：平成19年3月
- ・ 教職員のための児童虐待対応マニュアル
千葉県教育庁教育振興部指導課：平成19年3月

② 参考文献

- ・ 子ども虐待 教師のための手引き
監修・編集 柏女霊峰 時事通信社：平成13年3月
- ・ 見過ごさないで！ 子どもたちのSOS 虐待から子どもを守り保護者を支えていくために
Gakken：平成15年3月
- ・ 改訂 保育所運営マニュアル 新時代の保育サービスと子育て支援
編集 朽尾 勲・迫田圭子 中央法規：平成16年9月
- ・ ぼくをたすけて 子どもを虐待から守るために
才村 純 中央法規：平成16年11月

この手引きを作成するに当たっては、福島県保育協議会、福島県全私立幼稚園協会、福島県学校保健会養護教諭部会、福島虐待問題研究会、福島県警察本部少年課、福島県中央児童相談所、福島県教育庁学習生活指導グループ、福島県保健福祉部児童家庭グループに所属の、保育、教育、福祉、警察関係者及び学識経験者により構成された作成委員会で検討いたしました。

保育従事者・教職員のための
児童虐待対応の手引き

平成19年12月

福島県保健福祉部児童家庭グループ

TEL 024-521-7174 (直通) FAX 024-521-7747

うつくしま子育て支援ホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/jidou/>

福島県教育庁学習生活指導グループ

TEL 024-521-7776 (直通) FAX 024-521-7968

福島県教育委員会ホームページ

<http://www.shidou.fks.ed.jp/>

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

※ この手引きは、うつくしま子育て支援ホームページ、及び、福島県教育委員会ホームページにも掲載しています。

